

中部森林管理局分収育林評価委員会
令和元年度議事録

1 日 時 令和元年12月26日(木)14時00分～15時00分

2 開催場所 中部森林管理局会議室

3 委 員 委員長 (技術士(森林部門))
委 員 (弁護士)
委 員 (不動産鑑定士)

事務局 森林整備課長、監査官、分収林係長

4 議事概要

中部森林管理局から分収育林制度における国による持分の買受け価格の算定方法等について説明後、委員による審議の結果、適正に評価されていると判断されました。委員会では出された意見は次のとおりです。

委 員：買受けに同意しなかった契約者の契約は、どのような取り扱いとなるのか。

事務局：買受けに同意しなかった者については、契約延長又は販売のいずれかを選択いただくこととなります。

なお、契約を延長するには、契約者全員の意向が一致する必要があり、一人でも販売を希望する契約者がいた場合には、公売を行うこととなります。

また、公売を実施しても不落となれば、再度、意向確認を行うこととなります。

委 員：総口数と費用負担者の口数に差があるがその差は何か。
また、1口当たりの費用負担額はいくらか。

事務局：総口数は、国と費用負担者の口数が合算されたものです。

契約により多少割合は異なりますが、概ね国が五割、費用負担者五割となっています。なお、費用負担額は、概ね1口当たり50万円となっています。

委 員：木材の国内市場は低迷していることが伺える。
経済の構造を変化させるのが困難であれば、少しでも高い価格を契約者に提示して国が契約者の持分を買受けすることが望ましい。

事務局：今後も契約者の意向を確認しながら、契約者の持分買受を進めていきたい。